

「高齢者と法律」

島原農業高等学校講演
平成15年12月22日

文責 弁護士 森 本 精 一

1 熟年離婚が増えている

- (1) 熟年とは
 - 20年以上の婚姻期間の夫婦
 - 熟年離婚が20年間で2.5倍になった
- (2) 離婚の基礎知識
 - (イ) 離婚の方法
 - ① 協議離婚－離婚届で用紙に署名押印，証人2名
 - ② 調停離婚－家庭裁判所での調停申立
 - ③ 裁判離婚－調停前置主義（調停が必ず先行することが必要）
平成16年3月末迄は地方裁判所，4月1日から家庭裁判所の管轄
相手方不明の場合は公示送達という方法でいきなり裁判ができる
 - (ロ) 離婚以外の附帯請求について
 - ① 親権－未成年者がある場合
 - ② 養育費－同上，離婚前は婚姻費用の分担
 - ③ 財産分与
共有関係の清算，離婚後の扶養，慰謝料的性格
 - ④ 慰謝料－相手が有責配偶者の場合
 - (ハ) DV防止法による保護命令
配偶者（内縁関係でも可）による暴力に対し，相手に近づいてはならないという命令を裁判所が出す
シェルター（避難場所）の提供
- (4) 熟年離婚の特徴・問題点
 - (イ) 現象的な特徴
調停事件において離婚の決着が付かず，婚姻継続や不成立の割合が多い
長期間別居を経た有責配偶者（離婚原因を自ら作った者）の離婚請求が多い

(ロ) 法的な問題点

将来の退職金を財産分与として請求する
年金受給額に差があるため、将来の年金を財産分与として請求する
有責配偶者からの離婚請求が認められる場合（離婚原因を自ら作った者であるから原則は裁判上の離婚が認められないが、例外的に認められる場合がある）

2 高齢者の被害例－現象面

(1) 消費者被害の例

① 豊田商事

昭和52年ころから

昭和60年6月破産申立

純金ファミリー証券、レジャー会員証券等を販売、純金の売買がなされたことになるが、実際には純金を購入せず、その費用を借用して賃料を支払い、期間終了後に返還するという約束だけがなされていた

② KKC商法

経済革命倶楽部 平成7年ころから

100万円を出資すれば、50日後から20日ごとに48万円ずつ5回の配当が受けられ、最後には100万円も戻ってくる（ゴールドコース）という謳い文句、実際には出資金を短期で高利がえられるような運用はなされておらず、会員組織の拡大のみで運用が可能であり、いずれ破綻することが予定されている

被害者弁護団から平成9年債権者破産の申立がなされた

③ オレンジ共済

平成4年からオレンジスーパー定期の事業を開始

1年もの 6.74%

3年もの 7.02%

代理店に対しても6～9%の手数料を支払っていたが、20%の運用益が出るような事業はしていなかった

(2) 「オレオレ詐欺」

孫を装い、無関係の者が老人にお金を送金させる－刑法上の詐欺罪

(3) 何故被害に遭うか

老人性痴呆やそれに至らないまでもお年寄り故に詐欺的な手段に騙されやすい

将来に対する不安があり、預金利息が低いために、年金も目減りするので高

利の利殖商法に手を出しやすい

3 成年後見制度－上記被害例に対する予防策

(1) 制定理由

平成12年4月から施行

従来の禁治産，準禁治産という名称上の理由及び戸籍に記載されることから利用されていなかった

他方，高齢化社会に対応し，利用しやすい制度にし，自己決定，残存能力を活用すると共に本人保護を図る

(2) 種別

① 後見（民法7条）

従来の禁治産者に対応

「精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者」

後見人を選任，財産管理及び身上監護を行う，本人は被後見人と呼ぶ

② 保佐（民法11条）

従来の準禁治産者に対応

「精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分なる者」

後見の程度に至らない者

「浪費者」は除外された

保佐人を選任，民法12条所定の行為（重要な法律行為）について同意権・取消権が与えられる，本人は被保佐人と呼ぶ

③ 補助（民法14条，新設）

「精神上的の障害により事理を弁識する能力が不十分なる者」

補助人を選任，民法12条所定の行為の一部について同意権・取消権が与えられる，本人は被補助人と呼ぶ

④ 任意後見（任意後見契約に関する法律，新設）

本人が判断能力がある場合に，将来不十分になった場合に備えて契約をしておこうというもの

公正証書作成が必要で，任意後見開始後任意後見監督人が選任される

(3) 実際の手続方法

家庭裁判所に申立，成年後見洋の精神科の診断書を添付
後見・保佐については，裁判所で鑑定，補助は鑑定不要
選任されることになると東京法務局に登録がなされる

4 死亡後のことを考えて遺言の作成

(1) 相続は争続ともいわれる骨肉の争いの種

そこで、財産をどう分けるかを生前に考えておくべく、遺言書の作成が利用される、書き換えると書き換え後の遺言が有効となる
但し、遺留分があり、なお争いが生じる場合がある

(2) 遺言の種類

① 公正証書遺言（民法969条）

公証人役場で口授する方法，証人2人必要

② 自筆証書遺言（民法968条）

全文，日付氏名を自署，押印。所定の要件を満たさない場合は無効

(3) 負債がある場合の相続放棄（これは相続人が行う）

原則は，相続開始を知ったときから3ヶ月以内に家庭裁判所に申述（民法915条，938条）

債務の存在がその後発覚した場合はその債務を知ってから3ヶ月以内に申立てをすれば相続放棄が可能（最高裁昭和59年4月27日判決は「特別の事情」にあたるとする）